

平成23年度及び同24年度復興庁政策評価書(事後評価)

(復興庁23・24-①)

施策名	復興特区制度に係る施策の推進					
施策の概要	被災地の復興に向け、復興推進計画を実施する上で中核となる事業の実施者が、予め国が指定した金融機関(以下「指定金融機関」という。)から当該事業を実施する上で必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で、融資の利子分の最大0.7%に相当する額を利子補給金として指定金融機関に対し支給する。					
達成すべき目標	復興推進計画を実施する上で中核となる事業に必要な資金の融資に対して利子補給金を支給することにより、復興推進計画の区域における雇用機会の創出その他の東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に資することを目標とする。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	0	1,120,000	1,119,000
		補正予算(b)	-	280,000	0	0
		繰越し等(c)	-	0	/	/
		合計(a+b+c)	-	280,000		
執行額(千円)	-	0				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	復興特別区域基本方針(平成24年7月13日閣議決定(改定))					

測定指標	復興特区支援利子補給金の支援対象となる新規融資による雇用効果	基準値	実績値				目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	23年度
		879人	-	-	-	0人	7,637人	21,637人
	年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	/	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	23年度は0%、24年度は35%の達成率であった。
	目標期間終了時点の総括	復興推進計画の認定申請及び融資契約までに時間を要したため、利子補給金の対象となる融資の額が予定を下回り、その結果、目標を達成できなかった。

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	復興特区班	作成責任者名	参事官 小善真司	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------	--------	----------	----------	---------